

議案第 2 号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり議決を求めます。

平成 3 1 年 2 月 7 日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

文化財の県指定について

平成31年2月7日
文化財課

下記の文化財を、鳥取県保護文化財、鳥取県有形民俗文化財に指定、鳥取県無形文化財に指定及び保持者認定することについて、平成29年9月6日ほかで鳥取県文化財保護審議会へ諮問したところ、平成31年2月5日に開催された同審議会において審議され、県指定等について鳥取県教育委員会に答申があったので、鳥取県保護文化財、鳥取県有形民俗文化財に指定、鳥取県無形文化財に指定及び保持者認定するものです。

記

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
みやもとけもんじよ 宮本家文書	鳥取市	14点	保護文化財 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの 4 古文書類、日記、記録類で歴史的又は系統的にまとめて伝存し学術的価値の高いもの

〔平成30年11月22日 諮問〕

< 指定理由 >

宮本家文書は、江戸期に伯耆国米子の商家であった宮本家に伝来したものであり、平成29年（2017）6月22日、系図類を除く中世から現代までの206点の史料が鳥取県立博物館に寄贈された。

このたび指定するのは16世紀に書かれた中世文書14点であり、大内氏や山名氏、毛利氏から伯耆国の在地領主であった村上氏や福頼氏に宛てたものである。中世伯耆国の在地領主に関する史料はほとんど残されていないため、残っていること自体が貴重であるほか、伯耆国の在地領主が中近世移行期の複雑な情勢を生き抜いた過程や村上氏や福頼氏の具体的な動向を示す希少な史料である。また、16世紀における伯耆国と周防大内氏・但馬山名氏・安芸毛利氏との関係性や政治情勢を知ることのできる史料としても貴重である。



（年未詳）3月3日 大内義隆書状（切紙）

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
けんぼんちやくしよく 絹本着色 ごだいみょうおうぞう 五大明王像	鳥取市	5幅	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち制作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

〔平成30年9月10日 諮問〕

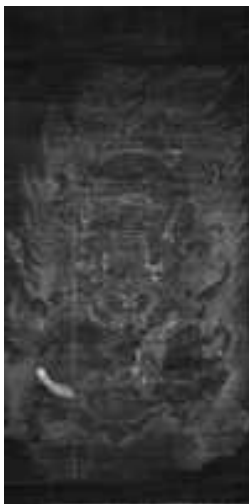
< 指定理由 >

大安興寺は鳥取市用瀬町にある真言宗寺院（高野山末）で、寺伝では法道仙人の開基とされる。本作品は、もと大阪の泉州（和泉市）槇尾山文殊院に伝来したもので、江戸時代に大安興寺に施入された。

五大明王（五大尊とも）は、密教の代表的な忿怒尊^{ぶんぬそん}セットで、五尊一具で用いる場合は息災・増益^{そうやく}を祈る五壇法の本尊として祀られることが多かった。

本作品は中規模な五幅セットで、仏画の伝統的な描写法にのっとり、彩色を中心として動的な姿態と力強い火炎光背を的確に表現している。着衣の文様は彩色と金泥の二種からなり、截金^{きりかね}は用いない。尊像表現には形式化の傾向も見受けられるが、忿怒尊の威風を充分に表出できており、金泥文様には鎌倉時代後半の流行を反映した描写もうかがえる。五幅とも素材となる絵絹は同質で、鎌倉時代後半の特色を示している。制作年代も13世紀後半とみてよいと思われる。

鳥取県内の五大明王像一具の遺品としては、最古例として貴重である。



大威徳明王像



軍荼利明王像



不動明王二童子像



降三世明王像



金剛夜叉明王像

【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
けんぼんちやくしよく 絹本着色 あいぜんみょうおうぞう 愛染明王像	鳥取市	1 幅	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

〔平成30年11月22日 諮問〕

< 指定理由 >

大安興寺は鳥取市用瀬町にある真言宗寺院（高野山末）で、寺伝では法道仙人の開基とされる。本作品の旧裱背には宝永元年（1704）と安永4年（1772）の修補銘があり、遅くとも江戸時代中頃までに伝来したことがわかる。

愛染明王は平安時代後半から信仰が高まった密教の忿怒尊である。一面六臂の愛染明王は金剛智訳『こんごうぶるうかくいっさいゆがゆぎきょう金剛峯楼閣一切瑜伽瑜祇経』に基づくもので、本作品も通有の図像である。種々の目的で行われる愛染法の本尊だが、左第三手の持物はその目的に応じて変化し、画像の場合は行者の心中に想い浮かべることになっている。

本作品は、仏画の伝統的な描写法に則っており、新奇な表現こそないものの、ていねいな賦彩ふさいや抑制された金色の併用などにより、奥深い画面を作り上げている。絵絹の状態とも考えあわせて、13世紀も鎌倉時代後半の制作と位置づけられる。愛染明王像の類品は全国的に数多いが、県内では本作品が最古例と思われ、その点でも貴重である。



【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
けんぼんちやくしよく 絹本着色 さんぼうこうじんぞう 三宝荒神像	鳥取市	1 幅	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち制作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

〔平成30年11月22日 諮問〕

< 指定理由 >

大安興寺は鳥取市用瀬町にある真言宗寺院（高野山末）で、寺伝では法道仙人の開基とされる。本作品の旧裱背には宝永元年（1704）と安永4年（1772）の修補銘があり、遅くとも江戸時代中頃までに伝来したことがわかる。

荒神は仏典には説かれておらず、修験道あるいは神仏習合を背景とした個性的な尊格である。俗には火の神ないし竈の神ともされる。一般に、仏・法・僧の三宝を守護する忿怒相の三宝荒神、神将形の子島荒神、慈悲相の如来荒神の三種の姿があるとされ、本作品は三宝荒神に当たる。古い絵画の作例はなく、中世になってから描かれるようになった。

本作品は伝統的な作風で、穏やかな線描や截金文様を用いた装飾感覚など、平安仏画の画調を残している点に特色がある。絵絹ではなく平織の絹を用いているのは、注文者の特異な意図を反映していると想定されるが、詳細は明らかではない。様式から鎌倉時代半ばころの制作と判断され、三宝荒神像としては全国的にも早い作例のひとつとみなされ、その点でも貴重である。



【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
もくぞう ぶい どうみょうおう ざ ぞう 木造不動明王坐像	大山町	1 軀	保護文化財 絵画、彫刻の部 1 各時代の遺品のうち制作優秀で我が県の文化史上貴重なもの 2 我が県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの

〔平成29年9月6日 諮問〕

< 指定理由 >

大山寺は西伯郡大山町にあり、修験の山として古来から名をはせてきた天台宗寺院である。

本作品は、火焰光背をもち、瑟瑟座に右足を外側にして結跏趺坐する。左手に羂索を、右手に剣を手にし、軽く左を見込む姿は、不動明王の基本を踏まえるが、頭髪を総髪と巻髪を組み合わせた珍しい形がみてとれる。

内面には弘安8年(1285)の銘文があり、この年代を制作年代とするのか、修理年代とするのかで議論の分かれるところであるが、頭部から胴部を一材、膝前を一材で木取りし、両腰脇に三角材を寄せるといった単純なつくりであることや、肉付きの良い立体的な造形や彫刻の表現などから平安時代(11世紀前半)までさかのぼる可能性がある。いずれにしても鎌倉時代以前の作であり、その頃までさかのぼる半丈六以上の不動明王像は全国的に見ても稀であり、本像はその貴重な一例である。



【鳥取県無形文化財の指定及び保持者の認定】

無形文化財の名称	無形文化財保持者	
	氏名	住所
せんしよく 染織	やました たけし 山下 健	鳥取市

〔平成29年9月6日 諮問〕

< 指定理由 >

山下氏は、植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使して、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続けてきた染織家である。

絣織と板締染による織によって、あくまでも伝統的な絣織模様を基盤にしながら、例えば立涌模様を斜行させるアレンジを施したり、文様の繰り返しをより多く重層させたり、個性的な作家独自の模様世界を作り出している。そしてそれを明色と淡色・暗色、寒色と暖色を駆使して展開し、非常に幅広い豊かな作風を作り出す点に特徴がある。

「同じものができなければ、本物ではない」という柳悦孝・悦博両氏の教えを受け継ぎ、糸作りから染め、そして織りとすべての工程をこなす作品づくりを進める山下氏は、活動の拠点である国画会において重要な位置を占めるだけでなく、県内染織界並びに現代日本染織界においても第一人者と評価することができる。



板締帯地（2016年）



経絣訪問着（1985年）

【鳥取県無形文化財の指定及び保持者の認定】

無形文化財の名称	無形文化財保持者	
	氏名	住所
しふ 紙布	やました たけし 山下 健	鳥取市

〔平成30年12月20日 諮問〕

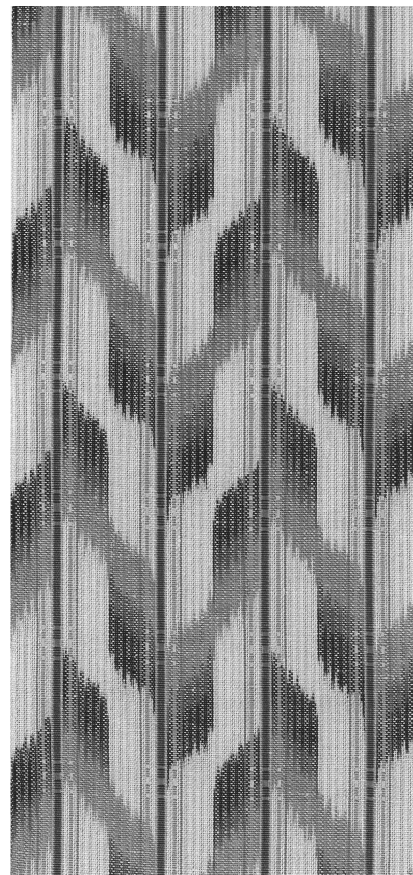
< 指定理由 >

山下氏は、植物染料や化学染料、多様な機織り技術を駆使して、布質の面でもデザインの面でも高く評価される仕事を続けてきた染織家である。さらに地元青谷町の特産である和紙を使用した紙布の魅力を探求し、染織界に提示していくことをライフワークとしている。

染織家としての経験と技術の上に立ち、和紙の吟味による適切な素材選択、高度な紙の糸づくりを総合して、繊細で暖かな風合いを持つ紙布を制作してきた。紙の糸ならではのさらっとした質感と絹などの通常の糸を融合した独特の異質な質感の布である。これまで制作してきた通常の織物の模様スタイルと軌を一にした縞模様を基本とし、伝統的な模様をより力動的にアレンジしたり、幾何学的な構築的要素を強調したり、通常の織物とは少し違う、より個性的で現代的な模様世界を作り出している。現代を代表する紙布作家である。



紙布帯地 (2015)



紙布経縞帯地 (2015)

【指定】鳥取県有形民俗文化財

名称	所在地	員数	指定基準
ちず りんぎょうかん 智頭の林業関係資料 けいしりょう	智頭町	213点	有形民俗文化財 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの (2)生産、生業に用いられるもの 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの (1)歴史的変遷を示すもの (2)時代的特色を示すもの (3)地域的特色を示すもの

〔平成30年10月31日 諮問〕

< 指定理由 >

智頭の林業は、江戸時代に鳥取藩の管理のもと、災害対策と産業振興として杉の植林が盛んに進められたことに始まり、明治・大正時代から戦後にかけて造林が続けられ、当地の主要産業として重要な役割を果たしてきた。

智頭の林業関係資料は、この地域における近現代の林業の変遷とその作業工程を体系的に示す資料群213点で、旧山形小学校校舎を活用した智頭林業資料展示室等でまとまって保管されている。

資料構成は、林業用具と林業と並行して行われてきた自然栽培（黄連栽培）の用具から成る。前者の林業用具173点は、成長した樹木を伐る主伐、造材した樹木の集材・搬出、植林・育林に関する地ごしらえ・植え付け・下刈り・除伐・間伐・枝打ち、板等への加工をする製材等の工程に分けられる。それぞれの作業工程に用いた各種用具がそろって林業の実態がよく分かるとともに、木材の運搬手段としたイカダや森林鉄道関係資料など、近現代における林業形態の変遷も示している。後者の黄連栽培道具40点は、育成中の杉林の地面を使った黄連栽培の採集から運搬、調整、出荷等に用いた用具群で、木を伐る・育てるだけではない複合的な生産活動の実態や歴史を知る資料として価値が高い。

以上、智頭という地域で営まれてきた林業の歴史的・時代的・地域的特色を良く示す、重要な資料群である。



()は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	県指定文化財	296 (8)	国指定文化財	123
	保護文化財	150 (5)	国宝・重要文化財	56
	絵画	23 (3)	絵画	3
	古文書	14 (1)	古文書	0
	彫刻	41 (1)	彫刻	18
	工芸品	16	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	考古資料	26	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	23	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	34
	名勝	11	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	56	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	5 (1)	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	44	重要無形民俗文化財	3
	無形文化財保持者・団体	10 (2)	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
			重要文化的景観	1
	県選択	3	国選択	9
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	3	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	9	